



目 次

規 則	ページ
◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則	1
◎高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則	4
◎高知県医師養成奨学金貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	4

規 則

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第85号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表の事務及び特定個人情報)

第2条 条例別表(1)の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下この条において「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項若しくは第3項の規定に

よる支援給付の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この条において「改正法」という。）附則第4条第1項の規定による支援給付の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 中国残留邦人等支援法第14条第1項若しくは第3項の規定による支援給付若しくは改正法附則第4条第1項の規定による支援給付を必要とする状態にある者又はこれらの支援給付を受けていた者（以下この号において「要支援者等」という。）に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項又は第4項の規定による経費の支弁に関する情報

イ 要支援者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定による援助の実施に関する情報

(2) 中国残留邦人等支援法第14条第4項（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条第1項の規定による開始の申請又は同条第9項の規定による変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の規定による職権による開始又は同条第2項の規定による職権による変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の規定による停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づく徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第3条 条例別表(2)の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項又は第4項の規定による経費の支弁に関する情報

イ 要保護者等に係る学校保健安全法第24条の規定による援助の実施に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始の申請

又は同条第9項の規定による保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づく徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第4条 条例別表(3)の項の規則で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第7号又は附則第8条第1項の災害共済給付の給付金の支払の請求に係る事実についての審査に関する事務とし、同表(3)の項の規則で定める情報は、当該請求に係る同法第3条に規定する児童生徒等又は同法附則第8条第1項の児童が属する世帯の世帯主に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の規定による保護の開始の申請又は同条第9項の規定による保護の変更の申請に関する情報

(3) 生活保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始又は同条第2項の規定による職権による保護の変更に関する情報

(4) 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止に関する情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第86号

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則（昭和37年高知県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。同表において同じ。）及び診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。同表において同じ）」を「医療機関（同号に規定する医療機関をいう。以下同じ）」に改める。

第3条第1項第5号中「養成施設の長」を「養成施設の長（養成施設が大学であるときにあっては、大学又は学部若しくは学科の長。次条において同じ。）」に改める。

第7条中「不適当と」を「不適当であると」に改める。

第13条に次の1項を加える。

5 知事は、条例第7条第2項の規定に基づき奨学金を分割して償還させることを承認した場合において、その償還をしている期間中に同条第3項の規定により利息を付し、又は利息を付さないこととなったときは、その都度、前項の規定による毎月の償還額を算定し、当該借受者に通知するものとする。

第17条を第19条とする。

第16条第1項中「、県内指定医療機関」を「、県内指定医療機関若しくは県内訪問看護ステーション又は第16条に規定する医療機関」に、「当該県内指定医療機関」を「当該県内指定医療機関若しくは県内訪問看護ステーション又は医療機関」に、「県内指定医療機関を」を「県内指定医療機関若しくは県内訪問看護ステーション又は同条に規定する医療機関を」に改め、同条第2項中「奨学金」を「奨学金（条例第7条第3項の規定により付される利息を含む。）」に、「退職、県外への転出その他の理由により県内指定医療機関において看護師等の業務に従事しなくなったとき」を「次の各号のいずれかに該当したとき」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第18条とする。

- (1) 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事しなくなったとき。
- (2) 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に第16条に規定する医療機関において看護師等の業務に従事しなくなったとき又は当該医療機関に就業した後2年間を経過したとき。
- (3) 奨学金の償還をしている期間中に看護師等の業務に従事している医療機関又は訪問看護ステーション（条例第2条第1項第1号に規定する訪問看護ステーションをいう。次号において同じ。）を変更したとき。
- (4) 奨学金の償還をしている期間中に医療機関若しくは訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事しなくなったとき又は看護師等の業務に従事することを再開したとき。
- (5) 退職その他の理由により県内指定医療機関若しくは県内訪問看護ステーション又は第16条に規定する医療機関において看護師等の業務に従事しなくなったとき。

第15条第1項中「第9条第1項」を「第9条第1項第1号から第3号まで」に、「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーション（条例第2条第1項第1号に規定する県内訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項及び第4項中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーション」に改める。

第15条を第17条とし、同条の前に次の1項を加える。

（償還の猶予に係る医療機関）

第16条 条例第8条第1項第2号及び第3号の知事が別に定める医療機関は、次に掲げる医療機関とする。

- (1) 国立又は公立（公立に準ずると認められる場合を含む。）の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下この条において同じ。）
- (2) 医療法第7条第1項又は第2項の規定による知事の許可を受けた病床数（以下この号において「許可病床数」という。）が100床以上であって、かつ、同項第4号に規定する療養病床の病床数が当該許可病床数の50パーセント未満である病院
- (3) 医療法第42条の2第1項の規定に基づき社会医療法人が開設する病院
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設のうち同法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設である病院
- (5) 前各号に掲げる医療機関のほか、知事が指定する医療機関

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1項を加える。

（利息の利率）

第14条 条例第7条第3項の知事が定める割合は、年3.0パーセントとする。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、利息を付さないことができる。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

- 1 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある医療機関
- 2 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏のうち次に掲げる区域にある医療機関
 - (1) 香美市
 - (2) 香南市
 - (3) 長岡郡
 - (4) 土佐郡
 - (5) 吾川郡いの町（上八川甲、上八川乙、上八川丙、上八川丁、清水上分、清水下分、小川新別、小川西津賀才、小川東津賀才、小川縦ノ木山、小川柳野、下八川甲、下八川乙、下八川丙、下八川丁、下八川十田、足谷、越裏門、大森、葛原、桑瀬、高藪、寺川、戸中、長沢、中野川及び脇ノ山に限る。）及び仁淀川町
 - (6) 高岡郡佐川町、越知町及び日高村

別記第3号様式中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーション」に改める。

別記第16号様式中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に、「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

別記第17号様式中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に、「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

別記第18号様式中「（第15条関係）」を「（第17条関係）」に、「第15条第2項」を「第17条第2項」に、「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーション」に改める。

別記第19号様式中「（第15条関係）」を「（第17条関係）」に、「第15条第6項」を「第17条第6項」に、「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は県内訪問看護ステーション」に改める。

別記第20号様式中「（第15条関係）」を「（第17条関係）」に、「第15条第7項」を「第17条第7項」に改める。

別記第21号様式中「（第15条関係）」を「（第17条関係）」に、「第15条第8項」を「第17条第8項」に改める。

別記第22号様式中「（第16条関係）」を「（第18条関係）」に、「第16条第1項」を「第18条第1項」に、「県内指定医療機関の名称」を「県内指定医療機関若しくは県内訪問看護ステーション又は高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関（以下「県内指定医療機関等」といいます。）の名称」に、「県内指定医療機関内」を「県内指定医療機関等内」に改め、同様式注中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関等」に改める。

別記第23号様式を次のように改める。

第23号様式（第18条関係）

年 月 日

高知県知事 様

借受者 住所
氏名 ⑧
電話番号

看護師等業務退職等届

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第18条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の事実	<ol style="list-style-type: none"> 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に県内指定医療機関、県内訪問看護ステーション又は高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関において看護師等の業務に従事しなくなった。 奨学金の償還の猶予を受けている期間中に高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関に就業した後2年間を経過した。 奨学金の償還をしている期間中に看護師等の業務に従事している医療機関又は訪問看護ステーションを変更した。 奨学金の償還をしている期間中に医療機関又は訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事しなくなった。 奨学金の償還をしている期間中に医療機関又は訪問看護ステーションにおいて看護師等の業務に従事することを再開した。 退職その他の理由により県内指定医療機関、県内訪問看護ステーション又は高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関において看護師等の業務に従事しなくなった。
医療機関等の名称及び所在地	
事実発生日月日	年 月 日
届出の理由	

- 注 1 「届出の事実」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 2 「医療機関等の名称及び所在地」欄は、看護師等の業務に従事していた県内指定医療機関、県内訪問看護ステーション、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則第16条に規定する医療機関若しくはこれら以外の医療機関若しくは訪問看護ステーション又は看護師等の業務に従事することを再開した医療機関若しくは訪問看護ステーションの名称及び所在地を記入してください。また、「届出の事実」欄の3に該当する場合は、看護師等の業務に従事する医療機関又は訪問看護ステーションの名称及び所在地も併せて記入してください。
- 3 「事実発生日月日」欄は、看護師等の業務に従事しなくなった年月日、看護師等の業務に従事している医療機関若しくは訪問看護ステーションを変更した年月日又は看護師等の業務に従事することを再開した年月日を記入してください。
- 4 「届出の理由」欄は、看護師等の業務に従事しなくなった理由（退職、県外への転出等の事実）、看護師等の業務に従事している医療機関若しくは訪問看護ステーションを変更した理由又は看護師等の業務に従事することを再開した理由を記入してください。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に新たに奨学金の貸付けを決定する者の奨学金の貸付け及び償還について適用し、同日前に奨学金の貸付けを決定した者の奨学金の貸付け及び償還については、なお従前の例による。ただし、高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第73号。以下この項において「一部改正条例」という。）附則第2項の規定により一部改正条例の施行の日前に奨学金の貸付けを決定した者であって、同日において一部改正条例による改正後の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例（昭和37年高知県条例第29号。以下この項において「新条例」という。）第2条第1項第1号に規定する養成施設に在学しているもののうち、当該者からの申出に基づき新条例の規定を適用することとする者であっては、一部改正条例による改正前の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例及びこの規則による改正前の高知県看護師等養成奨学金貸付け条例施行規則の規定により貸し付けた奨学金並びに同日以後に新条例及び新規則の規定により貸し付ける奨学金の償還については、新規則の規定を適用する。

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第87号**高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例施行規則（平成20年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中「不適当と」を「不適当であると」に改める。

第14条第1項中「第9条第1項」を「第9条第1項第1号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間と当該県内指定医療機関以外の県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間とは、それぞれ区分して期間を算定するものとし、当該算定した期間を合算するものとする。

第14条第3項中「第1項」を「第1項前段」に、「準用する」を「準用するものとし、高知県保健医療計画に定める中央保健医

療圏以外の区域にある県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間と当該県内指定医療機関以外の県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間とは、区分しないものとする」に改め、同条第4項に後段として次のように加える。

この場合における当該県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間の算定に当たっては、第1項の規定を準用し、高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域にある県内指定医療機関において助産師の業務に継続して従事した期間にあつては、当該期間を区分して算定した上で、当該算定した期間に3分の4を乗じて合算するものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県医師養成奨学金貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第88号**高知県医師養成奨学金貸付金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県医師養成奨学金貸付金等貸与条例施行規則（平成19年高知県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第3項」を「第20条第1項」に改める。

第5条第1項中「病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）及び診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）（以下「医療機関」という）」を「医療機関（同条第3号に規定する医療機関をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号中「医療法」を「医療法（昭和23年法律第205号）」に改め、同条第2項中「次に掲げる特定診療科目」を「分べんを取り扱う産科又は産婦人科」に改め、同項各号を削る。

第5条の2中「前条第2項各号に掲げる特定診療科目」を「分べんを取り扱う産科又は産婦人科」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特別指定県内医療機関に係る県内の医療機関等）

第5条の3 条例第2条第6号の専門医の育成のための専門の研修課程を有する県内の医療機関又は医療機関の特定診療科は、一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医養成プログラムに参加する県内の医療機関若しくは医療機関の特定診療科又は公益社団法人日本医師会に置かれた日本医学会分科会に登録されている学会が専門医の育成のための研修施設として認定した県内の医療機関若しくは医療機関の特定診療科とする。

第6条中「第2条第6号」を「第2条第7号」に改める。

第19条第3項を削る。

第20条第1項中「前条第3項の規定を準用する」を「県内指定医療機関、特定科目県内医療機関（条例第2条第5号に規定する特定科目県内医療機関をいう。以下同じ。）、特別指定県内医療機関（同条第6号に規定する特別指定県内医療機関をいう。以下同じ。）又は県内指定支援医療機関において特定科目後期臨床研修を受けた期間及び医師の業務に従事した期間、県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修を受けた期間並びに県内指定医療機関、特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関において指定特定診療科目の医師の業務に従事した期間は、それぞれの月数によるものとし、月の途中に当該期間が開始し、又は終了した場合は、当該月における日数が15日を超えるときにあつてはこれを1月とし、15日以下のときにあつてはこれを切り捨てるものとする」に改める。

第21条第1項、第2項及び第3項第2号から第4号までの規定中「特定科目県内医療機関」を「特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

- 1 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏以外の区域
- 2 高知県保健医療計画に定める中央保健医療圏の区域のうち、高知市及び南国市を除く区域

別記第5号様式中「県内指定医療機関」を「県内指定医療機関又は同条第5号に規定する特定科目県内医療機関」に改める。

別記第22号様式及び別記第23号様式中「県内指定医療機関」を「医療機関」に改める。

別記第26号様式から別記第28号様式までの規定中「特定科目県内医療機関」を「特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改める。

別記第29号様式中「（特定科目県内医療機関）」を「（特定科目県内医療機関）（特別指定県内医療機関）」に、「特定科目県内医療機関」を「特定科目県内医療機関、特別指定県内医療機関」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則（次項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（同項において「施行日」という。）において現に貸付金を償還している者については、適用しない。
- 3 新規則の規定は、施行日以後に受ける特定科目後期臨床研修及び従事する医師の業務並びに当該期間の算定について適用し、施行日前に受けた特定科目後期臨床研修及び従事した医師の業務並びに当該期間の算定については、なお従前の例による。